

# 笠間市の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	72,567	35,019,280	1,181,800	6,308,346	18.0	17.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

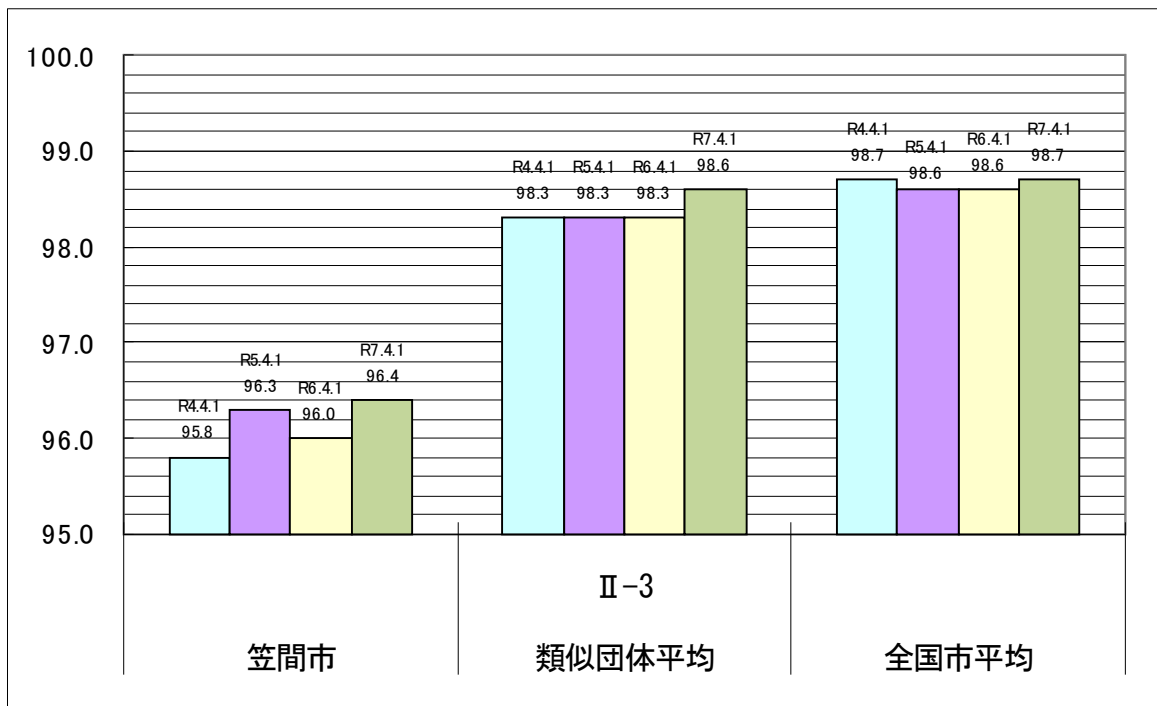
区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	606	2,387,049	479,161	999,024	3,865,234	6,378	6,391

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指数基準に基づく地域手当支給率)により算出)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国の見直し内容を踏まえ、一般行政職給料表において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行った。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

(給料表の改定時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重りの解消は実施していない。)

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

② 地域手当の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

(支給割合) 国基準3%に対し、笠間市においても3%を支給

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は3%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
笠間市の支給割合	3%	3%	4%

③ その他の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠間市	43.3歳	329,300円	395,805円	365,810円
茨城県	41.5歳	330,542円	416,875円	377,411円
国	42.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.7歳	323,640円	410,439円	373,596円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
笠間市	53.1 歳	14 人	300,900 円	342,836 円	330,343 円	—	—	—	—
主な職種	うち運転手	1 人	317,000 円	367,400 円	330,700 円	乗 用 車 自 動 車 運 転 者	63.0 歳	183,300 円	2.00
	うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城県	58.3 歳	117 人	305,014 円	347,991 円	330,606 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
笠間市	5,556,532 円	— 円	—
うち運転手	5,979,900 円	2,425,700 円	2.47
うち用務員	— 円	— 円	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています (令和4年～令和6年の3ヵ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠間市	37.2 歳	325,100 円	389,774 円	385,046 円
国：警察職	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
類似団体	38.3 歳	314,158 円	408,597 円	362,197 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		笠間市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	192,500円	—
	中学卒	—	—	—
消防職	大学卒	251,800円	—	—
	高校卒	211,600円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

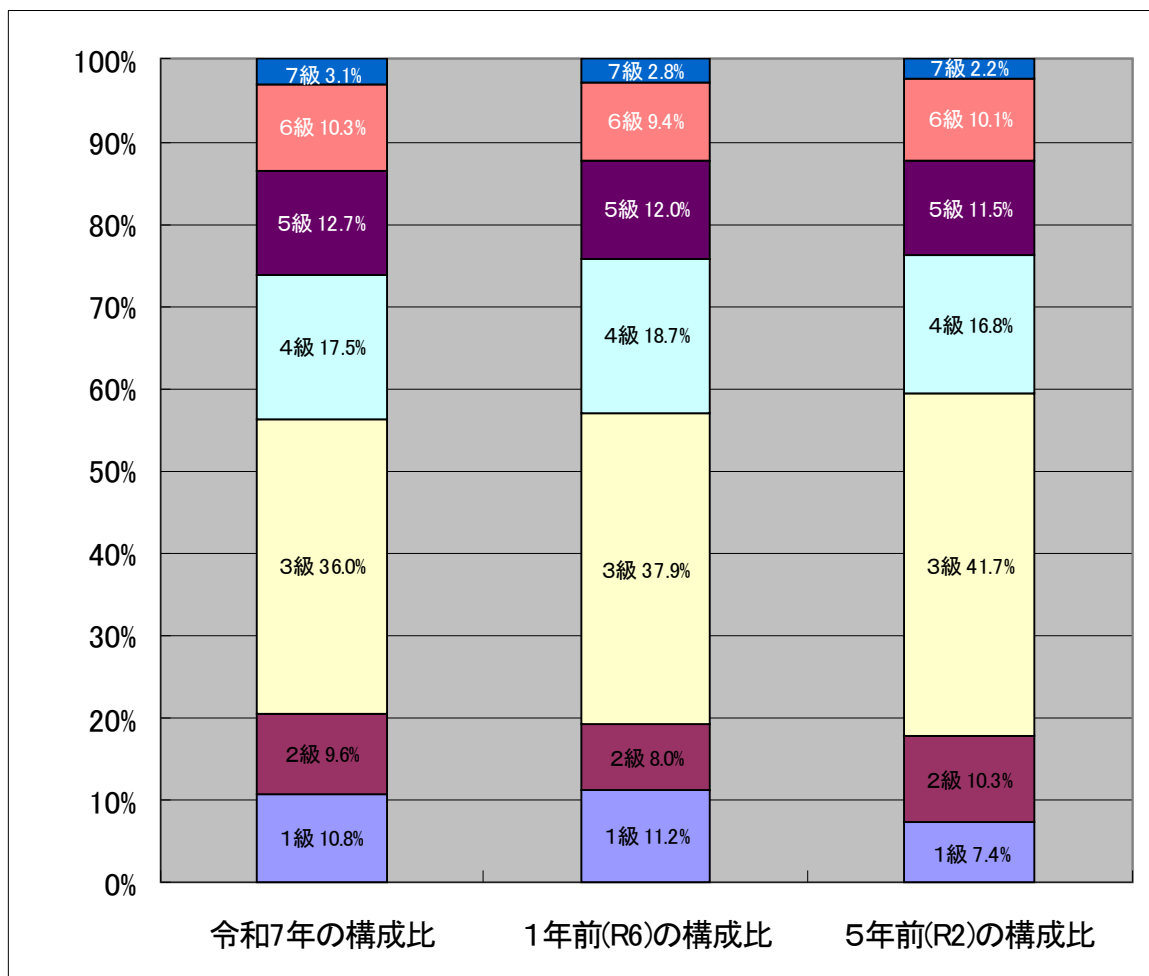
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,246円	346,350円	370,729円	375,167円
	高校卒	—	311,700円	360,000円	387,067円
技能労務職	高校卒	—	—	—	299,700円
	中学卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	—	—	—	429,100円
	高校卒	—	339,900円	—	394,483円

### 3 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

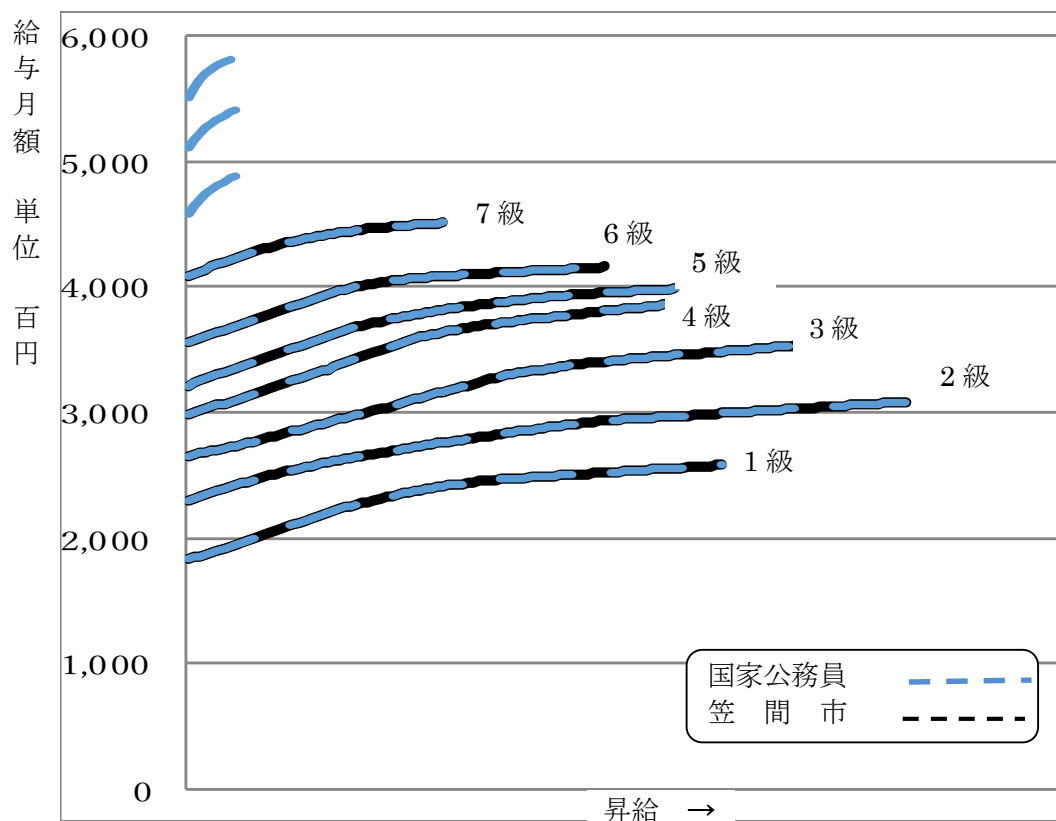
(1) 一般行政職等の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	45人	10.8%	183,500円	258,100円
2 級	主事	40人	9.6%	230,000円	308,500円
3 級	係長、主幹	150人	36.0%	265,300円	354,700円
4 級	主査	73人	17.5%	298,800円	386,100円
5 級	課長補佐、所長	53人	12.7%	321,300円	398,200円
6 級	課長、副参事	43人	10.3%	355,200円	415,700円
7 級	部長、参事	13人	3.1%	408,300円	450,900円

- (注) 1 笠間市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 上記表は、一般行政職及び教育職の数です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給等への勤務成績の反映状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までにおける運用	笠間市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 一般職行政職

笠間市	茨城県	国
1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,676千円	1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,910千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和7年度中における運用	笠間市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠間市（公営企業会計を除く）			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり 平均支給額	1,198千円	21,379千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績令和6年度決算		80,620千円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		120,869円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
7級地(笠間市)	100分の3	669人	100分の3
1級地(東京都特別区)	100分の20	3人	100分の20
対象外(海外勤務)	—	2人	—

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		31,120千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		146千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		31,6%	
手当の種類（手当数）		17種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	税務課、保険年金課、高齢福祉課及び下水道課等に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額 200円
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき等	日額 290円～ 日額 760円
植物防疫作業手当	右記業務に従事した職員	植物防疫作業を行い、又は指揮監督を行う者が特に身体に危害を受けるおそれのある業務に従事したとき	日額 200円

社会福祉業務手当	福祉事務所（社会福祉課）等に勤務する職員	社会福祉業務の現業員が調査及び面接相談等の業務に従事するため出張したとき	日額 200 円
精神保健業務手当	健康医療政策課等に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者と直接接して行う面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務に従事したとき等	日額 200 円
行旅病人, 同死亡人及び変死人処理従事手当	福祉事務所（社会福祉課）等に勤務する職員	行旅病人, 同死亡人, 又は変死人の処理に従事したとき	行旅病人 1 件 500 円 行旅死亡人又は変死人 1 件 3,000 円
動物死体処理手当	環境政策課等に勤務する職員	動物死体の処理作業に従事したとき	日額 500 円
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	1 回につき 深夜の全部を含む勤務 7,300 円 4 時間以上 3,550 円 2 時間以上 3,100 円 2 時間未満 2,150 円
医師研究手当	医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	月 85 万円以内
放射線取扱手当	市立病院に勤務する職員	エックス線撮影若しくは透視の業務に従事したとき等	1 日につき 350 円とし 1 月につき 7,000 円を超えない範囲
感染症接触手当	市立病院に勤務する職員	感染症患者の診療又は介助若しくは感染症の病原体の付着した物体の処理作業に従事したとき	日額 50 円
災害防ぎょ手当	消防職員	水火災又はその他の災害防ぎょに従事したとき	1 回 250 円
救急業務手当	消防職員	救急業務に従事したとき	救急救命士 1 回 510 円 その他の救急隊員 1 回 300 円
救助活動手当	消防職員	救助活動に従事したとき	1 回 250 円
外国勤務手当	右記業務に従事した職員	職員(外国に駐在することを命ぜられた職員に限る。)が当該外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当等の支

			給額の合計額に相当する額
じんかい処理作業手当	右記業務に従事した職員	じんかい処理作業に住したとき	1日 500円 (4時間未満の場合は300円)
災害応急作業等 手当	右記業務に従事した職員	本市を含む区域が激甚災害として指定された区域に該当する場合又は国又は本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、本市以外に派遣された場合において、災害応急の作業等に従事したとき	日額 710円～ 1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	154,990千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	257千円
支給実績（令和5年度決算）	133,218千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	221千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 ・ 部長 67,000円 ・ 参事 58,000円 ・ 課長 42,000円 ・ 副参事 42,000円 ・ 施設長 24,000円 など	同じ	—	37,886千円	526,200円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 3,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 子1人につき 11,500円 父母等1人につき 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	66,256千円	235,787円

住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 27,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-16,000 円} ② 27,000 円超の家賃の場合 {(家賃額-27,000 円)÷2+11,000 円 (28,000 円が限度)}	同じ	—	27,938 千円	256,315 円
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの等を除く。） ① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 150,000 円を上限 ② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 31,600 円 ③ ①及び②併用者 月額 150,000 円を上限	同じ	—	41,206 千円	73,450 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円	同じ	—	456 千円	456,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・1 時間当たりの給料額×135/100	同じ	—	41,250 千円	385,516 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 ・1 時間当たりの給料額×25/100	同じ	—	11,067 千円	103,432 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1 回当たり 4,400 円 (勤務時間 5 時間未満 2,200 円)	同じ	—	—	—

<p>管理職 特別勤務 手当</p>	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長， 参事      8,000 円</li> <li>・ 課長， 副参事   6,000 円</li> <li>・ 施設長            4,000 円</li> </ul>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>417 千円</p>	<p>11,270 円</p>
----------------------------	---	-----------	----------	---------------	-----------------

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	810,000 <sup>注1</sup> （ 900,000 ） 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,120,000 円 / 510,000 円
	副市長	720,000 円	934,000 円 / 614,600 円
報 酬	議 長	460,000 円	757,000 円 / 400,000 円
	副 議 長	425,000 円	670,000 円 / 326,000 円
	議 員	400,000 円	606,000 円 / 303,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(令和6年度支給割合) 3.45月分 【役職加算(15%)】	
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分 【役職加算(15%)】	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給料月額×5.5(1年) 給料月額×11.0(2年) 給料月額×16.5(3年) 給料月額×22.0(4年)	17,820,000 円 (19,800,000 円) 任期ごと
	副市長	給料月額×3.1(1年) 給料月額×6.2(2年) 給料月額×9.3(3年) 給料月額×12.4(4年)	8,928,000 円 任期ごと
備 考			

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、令和7年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤務した場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

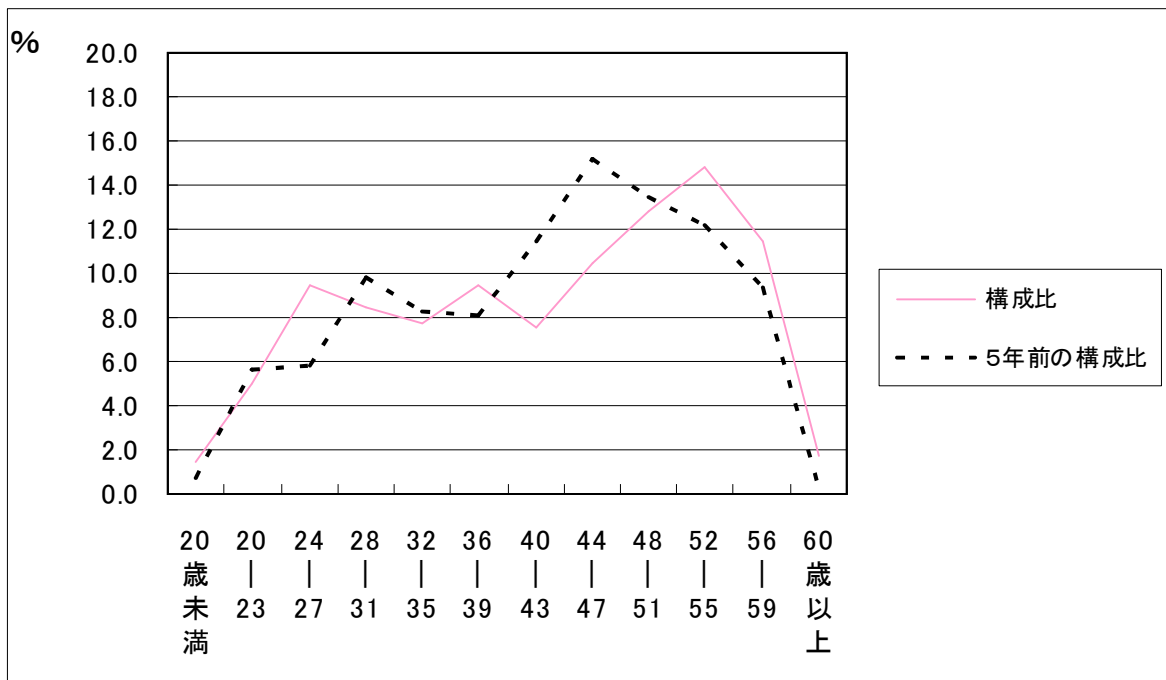
単位：人

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	議 会	5	5	0	新規採用者及び退職者等の増減による。
	総 務	123	121	-2	
	税 務	33	33	0	
	労 働	—	—	—	
	農林水産	30	33	3	
	商 工	23	23	0	
	土 木	42	41	-1	
	民 生	106	104	-2	
	衛 生	50	52	2	
		(一般行政) 計	412	412	0
	教 育	61	59	-2	新規採用者及び退職者等の増減による。
	消 防	133	132	-1	新規採用者及び退職者等の増減による。
	小計	606	603	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数83.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数65.90人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	42	43	1	新規採用者及び退職者等の増減による。
	水 道	12	11	-1	
	交 通	—	—	—	
	下水道	12	10	-2	
	その他	35	35	0	
	小計	101	99	-2	
合 計		707 [868]	702 [868]	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数96.74人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	10	35	66	59	54	66	53	73	90	104	80	12	702

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	411	402	408	405	412	412	1(0.2%)
教育	63	64	63	66	61	59	△4(△6.3%)
消防	129	129	130	132	133	132	3(2.3%)
普通会計計	603	595	601	603	606	603	0(%)
公営企業等会計計	104	102	102	99	101	99	△5(△4.8%)
総合計	707	697	703	702	707	702	△5(0.7%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度 総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 1,557,784	千円 142,860	千円 92,426	% 5.9	% 5.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 12	千円 51,968	千円 7,186	千円 22,373	千円 81,527	千円 6,794	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まれていない。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市	51.9歳	379,667円	566,000円
市町村平均（水道）	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

笠間市水道事業		笠間市平均（公営企業を除く職員）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,864千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,676千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠間市（水道事業会計職員）			笠間市（公営企業を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	—	1名のため、掲載を 省略しております。	1人当たり 平均支給額	1,198千円	21,379千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,630千円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		135,873円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
7級地（笠間市）	100分の3	12人	100分の3

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		8,640円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		4,320円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		16.7%	
手当の種類（手当数）		2種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
滞納整理従事手当	水道課に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額200円
災害応急作業等 手当	右記業務に従事した職員	本市を含む区域が激甚災害として指定された区域に該当する場合又は国又は本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、本市以外に派遣された場合において、災害応急の作業等に従事したとき	日額710円～ 1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,292千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	229千円
支給実績（令和5年度決算）	2,157千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 ・ 部長 67,000円 ・ 課長 42,000円	同じ	—	1,308千円	654,000円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 3,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 子1人につき 11,500円 父母等1人につき 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	1,074千円	268,500円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 27,000円以下の家賃の場合 {家賃額－16,000円} ② 27,000円超の家賃の場合 {(家賃額－27,000円)÷2＋11,000円（28,000円が限度）}	同じ	—	336千円	336,000円

通勤手当	<p>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの等を除く。）</p> <p>① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 150,000 円を上限</p> <p>② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 31,600 円</p> <p>③ ①及び②併用者 月額 150,000 円を上限</p>	同じ	—	545 千円	49,527 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円</p>	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>・ 1 時間当たりの給料額 × 25/100</p>	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <p>1 回当たり 4,400 円 (勤務時間 5 時間未満 2,200 円)</p>	同じ	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 8,000 円</li> <li>・ 課長、副参事 6,000 円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円

## (2) 公共下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度 総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 1,679,386	千円 17,364	千円 58,264	% 3.5	% 3.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 11	千円 41,124	千円 4,935	千円 17,498	千円 63,557	千円 5,778	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まれていない。

#### イ 特記事項

なし

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市	49.4歳	327,455円	457,000円
市町村平均(下水道)	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

笠間市下水道事業		笠間市（公営企業を除く職員）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,591千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,676千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.400)月分	(1.00)月分	(1.400)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠間市（下水道事業会計職員）			笠間市（公営企業を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	—	—	1人当たり 平均支給額	1,198千円	21,379千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		1,277千円	
支給職員1人当たり平均支給額（R6年度決算）		115,786円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
7級地（笠間市）	100分の3	11人	100分の3

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,600円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		2,600円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		9.1%	
手当の種類（手当数）		2種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	下水道課に勤務する職員	市税等の滞納整理に関する現業に従事するため出張したとき	日額200円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	本市を含む区域が激甚災害として指定された区域に該当する場合又は国又は本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、本市以外に派遣された場合において、災害応急の作業等に従事したとき	日額710円～1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6 年度決算)	1,253 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)	125 千円
支給実績 (R5 年度決算)	1,255 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	126 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含んでいます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和 6 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R4 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 67,000 円</li> <li>・ 課長 42,000 円</li> </ul>	同じ	—	504 千円	504,000 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 3,000 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 11,500 円 父母等 1 人につき 6,500 円</li> </ul> ※ 扶養親族である子のうち満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ	—	826 千円	137,667 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 27,000 円以下の家賃の場合 {家賃額—16,000 円} ② 27,000 円超の家賃の場合 {(家賃額—27,000 円) ÷ 2 + 11,000 円 (28,000 円が限度)}	同じ	—	309 千円	308,500 円

通勤手当	<p>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの等を除く。）</p> <p>① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 150,000 円を上限</p> <p>② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 31,600 円</p> <p>③ ①及び②併用者 月額 150,000 円を上限</p>	同じ	—	766 千円	69,673 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円</p>	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>・ 1 時間当たりの給料額 × 25/100</p>	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <p>1 回当たり 4,400 円 (勤務時間 5 時間未満 2,200 円)</p>	同じ	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 8,000 円</li> <li>・ 課長、副参事 6,000 円</li> </ul>	同じ	—	— 千円	— 円

### (3) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度 総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 984,038	千円 △89,971	千円 359,647	% 36.5	% 36.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 43	千円 171,749	千円 56,078	千円 75,188	千円 303,015	千円 7,047	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まれていない。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠間市病院事業（医師）	42.4歳	509,111円	1,260,083円
団体平均（医師）	43.8歳	576,481円	1,429,309円
笠間市病院事業（看護師）	46.2歳	333,690円	549,567円
団体平均（看護師）	42.0歳	315,921円	517,999円
笠間市病院事業（事務）	45.1歳	364,583円	581,333円
団体平均（事務）	47.1歳	335,568円	526,889円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

笠間市病院事業	笠間市平均（公営企業を除く職員）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,756千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,676千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠間市病院事業会計職員			笠間市（公営企業を除く職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	—	—	1人当たり 平均支給額	1,198千円	21,379千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合は含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績令和6年度決算		5,393千円	
支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）		125,420円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
7級地（笠間市）	100分の3	43人	100分の3

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	21,419千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	974千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	51.2%		
手当の種類（手当数）	5種		
1「笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当（企業職員のみ）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師・准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	1回につき 深夜の全部を含む勤務7,300円 4時間以上 3,550円 2時間以上 3,100円 2時間未満 2,150円
医師研究手当	医師	公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したとき	月 85万円以内
放射線取扱手当	放射線技師	エックス線撮影若しくは透視の業務に従事したとき等	1日につき350円とし 1月につき7,000円を超えない範囲

感染症接触手当	市立病院に勤務する職員	感染症患者の診療又は介助若しくは感染症の病原体の付着した物体の処理作業に従事したとき	日額 290 円～ 日額 760 円
災害応急作業等 手当	右記業務に従事した職員	本市を含む区域が激甚災害として指定された区域に該当する場合又は国又は本市以外の地方公共団体等の要請等に基づき、本市以外に派遣された場合において、災害応急の作業等に従事したとき	日額 710 円～ 1,080 円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	9,283 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	422 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	8,302 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	231 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当も含まれています。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます

#### カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (R6 年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて支給 ・院長 100,000 円 ・事務局長 58,000 円 ・課長 42,000 円 ・看護師長 24,000 円	同じ	—	3,192 千円	638,400 円
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 3,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 11,500 円 父母等 1 人につき 6,500 円 ※ 扶養親族である子のうち満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ	—	4,827 千円	241,350 円

住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ① 27,000 円以下の家賃の場合 {家賃額-16,000 円} ② 27,000 円超の家賃の場合 {(家賃額-27,000 円)÷2+11,000 円 (28,000 円が限度)}	同じ	—	1,328 千円	265,520 円
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員等（通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの等を除く。） ① 電車、バス等交通機関利用の場合 発行されている最長通用期間の定期券の額 月額 150,000 円を上限 ② 自動車等、交通用具利用の場合 通勤距離により 月額 2,000 円 ~ 31,600 円 ③ ①及び②併用者 月額 150,000 円を上限	同じ	—	2,747 千円	80,786 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、転居し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000 円+加算額 加算額は、交通距離により 月額 6,000 円 ~ 45,000 円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 ・ 1 時間当たりの給料額×25/100	同じ	—	2,206 千円	137,869 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・ 1 時間当たりの給料額×135/100	同じ	—	3,671 千円	159,614 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた医師に支給 1 回当たり 21,000 円	同じ	—	2,016 千円	672,000 円

<p>管理職特別勤務手当</p>	<p>規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給</p> <p>1 勤務当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 8,000 円</li> <li>・ 課長, 副参事 6,000 円</li> </ul>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>9 千円</p>	<p>9,000 円</p>
------------------	--	-----------	----------	-------------	----------------